

学校生活の心得

【遅刻について】

- 学校遅刻 始業のチャイムが鳴り始めた時点で、教室に入室していない生徒は遅刻とします。
- 授業遅刻 各授業開始のチャイムが鳴り始めた時点で、教室に入室していない生徒は授業遅刻とします。

学校遅刻および授業遅刻をした生徒は、必ず職員室で入室許可証を受け取ったうえで教室に入室すること。

【遅刻指導について】

下記の期間中に5回以上の学校遅刻をした生徒は、遅刻指導を行います。期間は第1期から第6期とします。

第1期 始業式～1学期中間検査前日

第2期 1学期中間検査後～1学期期末検査前日

★ 第3期 1学期期末検査後～終業式【第3期においては、2回以上の遅刻をした生徒が対象です】

第4期 2学期始業式～2学期中間検査前日

第5期 2学期中間検査後～2学期期末検査前日

第6期 2学期期末検査後～3学期学年末検査前日

※3年生の第6期は、3学期3学年末検査(1月実施)前日まで

【中抜けについて】

以下のいずれかに該当する場合は、中抜け指導の対象となります。

- ・正当な理由なく、20分以上教室を退出していた場合
- ・入室許可証の受付時間と実際の入室時間に20分以上の差がある場合
- ・退出時間が20分以下であっても、正当な理由がないと判断された場合

【早退について】

早退する場合は、担任先生もしくは学年の先生に早退届を発行してもらってください。早退届の発行なしに無断で早退した場合は、中抜け指導と同様の指導を行います。

【携帯電話等の指導について】

授業中に通知音またはアラームが作動した場合、もしくは授業中に機器を使用していた場合は指導の対象となります。そのためスマートフォン及びスマートウォッチ等のウェアラブル端末は、電源を切ったうえでカバンの中に収納してください。

【学校配付タブレット端末の使用について】

授業中における学校配付タブレット端末の不正使用は認めません。

【頭髪指導について】

染色、脱色、パーマ及びエクステンション等は禁止しています。

【装飾品・ネイルについて】

ピアス、帽子、ネックレス、指輪、ブレスレット、数珠等の装飾品の着用は禁止しています。
ネイル(つけ爪やマニキュアなど)も禁止しています。

【制服の着用について】

始業式・終業式などの式典には、正装(ブレザー・白シャツ・ネクタイ・リボン)で参加してください。

制服の着用について、以下の着用は認められません。

- ・カッターシャツの裾をスラックス及びスカートの外に出す
- ・夏季において、スラックスの裾を折る
- ・スカートのウエスト部分を折ったり、腰より上の位置で着用する
- ・学校指定外の衣服を着用する

※制服(多くはスカート)を改造・変形した場合は、年度末までの預かり指導です。

【防寒着の着用について】

冬季に防寒着を着用する場合は、必ずブレザーの上から着用してください。
以下の着用は認められません。

- ・朝のSHR以降の防寒着の着用
 - ・ブレザーの中へのスウェット等、学校指定外の衣服の着用
 - ・スカートの下への防寒用スウェット等のズボン型の防寒着の着用
- ただし、レギンス等の足に密着するタイプのものはこの限りではありません。

【金銭のやり取りについて】

生徒間での金銭のやり取りは、原則として禁止します。また、地域特有の寄付行為についても、校内外を問わず禁止します。

【その他の指導について】

以下に該当する行為は、問題行動として指導の対象となります。

○喫煙及び飲酒

○バイク登校及び制服乗車

- ・バイクでの登校が確認された場合（休業日の登校及び部活動への参加も含む）
- ・学校行事への参加を目的としたバイクの使用が確認された場合
- ・登校目的にかかわらず、制服でのバイク乗車が確認された場合

○学校の安全安心を損なう行為

- ・生命に関わる発言
- ・脅迫・恐喝に該当する発言
- ・人権侵害に該当する発言
- ・暴力行為
- ・授業妨害

○SNSの不適切利用

- ・LINE・Instagram等のSNS上における特定の生徒への誹謗中傷
- ・本人の承諾を得ない写真・動画等の撮影及び無断掲載

○迷惑行為、法律及び条例等に違反する行為

- ・学校の運営を著しく妨害する行為
- ・地域住民や第三者に迷惑をかける行為
- ・賭博行為
- ・窃盗
- ・器物損壊
- ・盗撮及びその他のプライバシーを侵害する行為

通学路地図

